

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の経営体制を構築し、経営の透明性や公正性並びに迅速な意思決定の維持・向上に努めることを最重要課題と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ケーティーエム	909,200	11.03
菊水取引先持株会	884,200	10.72
菊水電子工業従業員持株会	441,340	5.35
株式会社みずほ銀行	360,000	4.37
小林寛子	346,800	4.21
日本生命保険相互会社	301,000	3.65
ケル株式会社	220,000	2.67
株式会社三菱UFJ銀行	214,500	2.60
橋本幸雄	188,000	2.28
三井住友信託銀行株式会社	183,000	2.22

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉澤 英三	税理士											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉澤 英三	○	補足すべき事項はございません	国税庁での勤務及び税理士として培われた豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に反映していただきたいため、社外取締役として選任しております。なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおります。また、内部監査室を社長直轄組織としております。

監査役は、会計監査人から定期的に会計監査の結果の報告を受けるとともに、監査役と会計監査人との間で意見交換がなされております。

内部監査室との連携については、必要に応じて意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、監査の有効性や効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村彰	他の会社の出身者													○
藤田通敏	他の会社の出身者													○

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村彰		補足すべき事項はございません	当社グループ企業の出身者では無い中立性と、その専門性により、当該社外監査役を選任しております。
藤田通敏		同上	当社グループ企業の出身者では無い中立性と、その専門性により、当該社外監査役を選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

2019年6月27日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると
ともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（年額48百万円以内）を導入することが承
認されました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月期における当社の取締役及び監査役の報酬等の総額は以下の通りです。

取締役の報酬等の額
取締役 8名 215,648千円
（うち社外取締役1名 3,600千円）
監査役の報酬等の額
監査役 3名 18,000千円
（うち社外監査役2名 7,200千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬につきましては、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の
報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対しては、常勤監査役との間で綿密な連携をとっているほか、総務部にて必要な情報提供等を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名
--------------------------	-----

その他の事項

該当者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 取締役会

取締役会は、取締役7名(取締役6名、社外取締役1名)のうち、男性7名で構成され、定例(毎月1回)及び臨時に開催しております(2018年度13回開催)。取締役会では、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次監督しております。

2. 監査役会

監査役会は、監査役3名(常勤監査役1名、非常勤社外監査役2名)のうち、男性3名で構成され、定例(年4回)及び臨時に開催しております(2018年度14回開催)。監査役会は、法令で定められた事項に加え、監査役の職務執行に関する重要事項を決定しております。監査役監査では、監査役会が定めた監査の方針と監査計画に従い、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための提言等を適宜行っており、重要な決裁書類の閲覧、取締役等からの営業内容等の聴取、本社、事業所、子会社における業務の状況の調査等を実施しております。また、会計監査人から定期的に、会計監査の結果報告を受けるとともに、監査役と会計監査人との間で意見交換をしております。

3. 内部監査室

内部監査室は2名により構成され、業務の有効性、効率性等の内部統制について「内部監査規程」に基づいた内部監査業務を計画的に実行しております。また、金融商品取引法に基づく内部統制の維持改善に努めており、必要に応じて、監査役及び会計監査人と連携、意見交換をしております。

4. 弁護士及び会計監査人

職務執行等におけるコンプライアンスとして、顧問弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。会計監査は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、当社グループ全体に向けての監査を実施しており、会計制度の変更などにも速やかに対応できる環境であります。

(2019年3月期 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数)
業務を執行した公認会計士 (所属する監査法人名) 継続監査年数

指定有限責任社員 薄井誠(EY新日本有限責任監査法人)--年(注)1
指定有限責任社員 鈴木博貴(EY新日本有限責任監査法人)--年(注)1

(監査業務に関わる補助者の構成)

公認会計士 3名
その他 8名

(注)1継続監査年数が7年以内であるため、記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を1名選任しております。当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

なお、社外取締役1名を独立役員として指定しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR資料として決算公告、決算短信、業績推移、事業報告書、決算説明資料、及び適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部内に担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	基本的な行動の価値基準、企業倫理を示す社内規程「KIKUSUI行動理念」を制定し、内容についての周知徹底に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	1. 認証取得済みの環境マネジメントシステムISO14001を基幹として省エネ、省資源活動、EU圏の環境規制への対応及びグリーン調達など、お客様からの環境に関する要請にも対応し、地球環境の保全に配慮した企業活動を進めてまいります。なお、環境活動については、ホームページに掲載しております。 2. 当社の取締役、監査役の構成は、全員男性となっております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社は2015年12月24日開催の取締役会において、以下の基本方針を定めております。

(1)当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に関わる規程として当社グループの行動理念、行動指針、行動規範が定められているが、その他の関連規程の整備もい、当社グループ内の周知徹底を図るための教育研修を実施し、遵守体制の有効性のチェックを強化する。

当社グループのコンプライアンス管理に関する内部通報制度や万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合の対応システムも整備する。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いは、法令及び社内規程とそれに関するその他の定めに従い適切に保存・管理し、必要に応じて運用状況の検証並びに規程等の見直しを行う。

(3)当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの経営上の多様なリスクに適切に対応するため、当社グループのリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、予見されるリスクの識別、分析、評価を行い必要な対応策を講じる体制を構築する。

リスク管理組織としては、当社グループを統括する組織、会議体と各部門リスクを管理する体制を構築し、各種のリスクに応じた管理規程、ガイドライン等を作成し、運用状態の検証を通してリスクコントロールの徹底を図る。

(4)当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営は、経営目標達成のための中期経営計画と年度事業計画が策定され、各業務の執行管理は、取締役会規程、各部門の業務分掌規程等に従って行われるが、業務執行権限を委譲された執行役員以下の業務執行ラインが事業目標達成にむけて業務を遂行する。

計画の進捗状況は、当社グループの取締役会等で定期的な報告がなされ、それぞれの経営レベルの会議で是正施策の検討・決定が行われる。

(5)当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の統括的な管理は、子会社管理担当取締役の所管のもと、事業内容、業績の定期的な報告及び重要案件の事前協議が行われる。

親会社と子会社間における不適切な取引または会計処理を防止するために報告・情報伝達体制を整備し、親会社管理部門の適時の点検・調査を行う。

(6)当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の規模、内容等から当面、監査役の職務を補助する専任スタッフの設置は行わず、内部監査室のスタッフ追加等による補助使用人の兼務体制で対応することとするが、監査役がその職務を補助する専任スタッフを置くことを求めた場合は専任スタッフを選任し、その人事、評価に関しては監査役会の同意を得ることとする。

(7)当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人の当社監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人が、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役へ報告する。

当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

常勤監査役は、当社グループの取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために必要と思われる重要会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書・記録を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役または使用人に説明を求めることができる。

また、監査役監査の実効性を高めるために、取締役、内部監査室は監査役と相互の積極的なコミュニケーションを図ることとする。

(8)当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

(9)当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い、負担した債務の弁済等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務等の支払い等の処理を行う。

(10)社内の推進体制

上記の内部統制システム構築に関わる具体的な計画策定、運営、実効性の検証等の業務は内部監査室を主管部門とし、内部監査室の拡充及びプロジェクトチーム、委員会、関連部門の共同による全社的な体制をもって行うこととする。

2. 整備状況

コンプライアンス体制を確保するために、2006年3月に「KIKUSUI行動理念」を定め、全社員に周知徹底するために「KIKUSUIコーポレートハンドブック」を作成し、全社員に配布しております。

情報・文書の取り扱いに関しては、「文書取扱規程」及び関連規程を整備しております。

リスク管理体制は、2006年9月に「リスクマネジメント基本規程」及び関連規程を制定し、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を開催し、多様なリスクへの対応を検討しております。

コンプライアンス管理体制は、2015年12月に「コンプライアンス規程」を制定し、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を開催し、教育等を通じてコンプライアンスに係る取組みを推進しております。

子会社の統括管理体制は、「グループ会社管理規程」に基づき、運用しております。

今後も、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を順次進めてまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応し、反社会的勢力及びその関係者とは、いかなる取引もしないことを「KIKUSUI行動規範」に規定し、基本方針としております。その基本方針を明記した携帯用の「KIKUSUIコーポレートハンドブック」を作成し、全社員に配布する等、周知徹底を図っております。また、当社は神奈川県企業防衛対策協議会の会員となっており、定期的な連絡会への出席や問い合わせを通じて反社会的勢力に関する情報の収集を行うとともに、必要に応じて、警察、顧問弁護士等と連携を図り、組織的な対応に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり
-------------	----

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

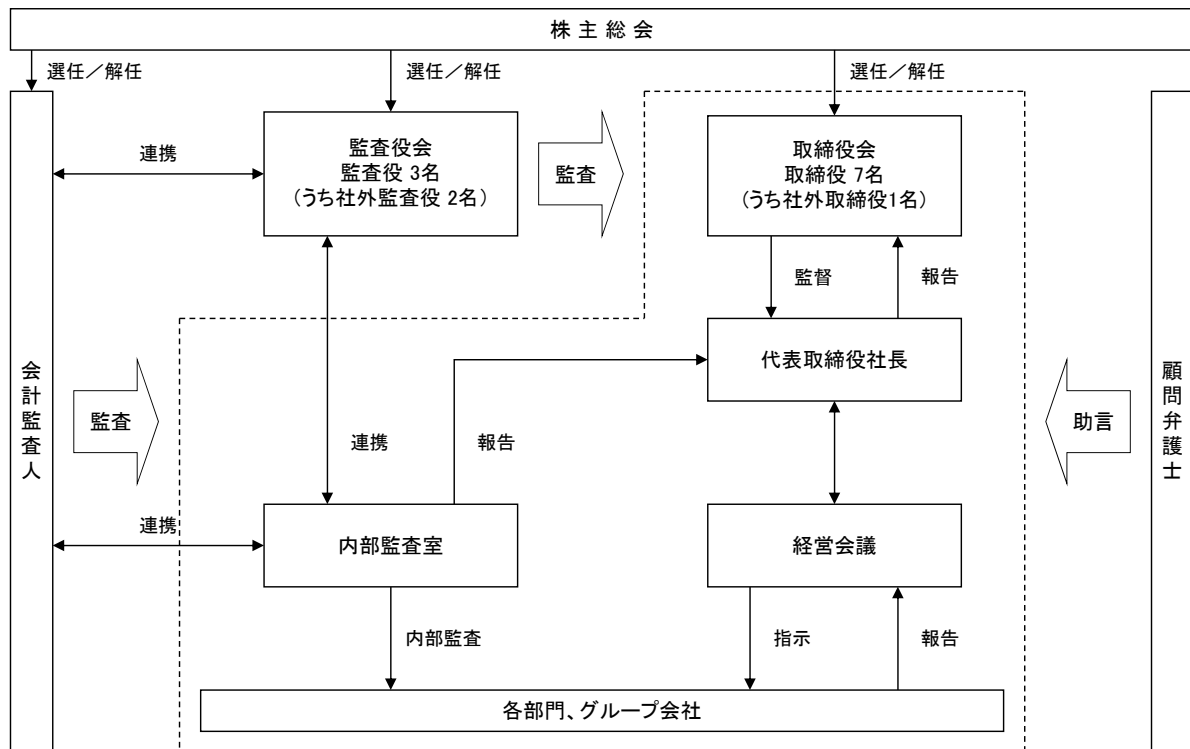
当社は、当社株式に係る株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした買付者等による買収行為が行われようとする場合には、株主の皆様
に十分な情報提供がなされる機会を確保しつつ、株主共同の利益を踏まえ、買収行為の目的、内容を事前に検証する必要があると考え、独立委
員会による諮問を経て、買収防衛策の発動又は不発動を検討し最終的に決定いたします。なお、この買収防衛策の継続に関しては、2019年6月
27日開催の第68回定時株主総会において、承認されました。

詳細は、

(http://www.kikusui.co.jp/company-info/IR/info_j.html) をご覧下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンス体制強化の一環として、内部管理体制の強化を推進しており、社内における内部統制の見直しを行い、「業務の
有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」に係る改善及び合理的な運用を図るべく、今後も鋭意
努力してまいります。



適時開示体制の概要(模式図)

・当社は、当社及び子会社の会社情報の適時開示に対する重要性を十分認識し、迅速且つ正確な会社情報の開示に努めております。

